

別表第1（第5条関係）

補助事業名	補助対象経費	対象経費の内容	補助率	
			団体事務局	団体会員
海外販路開拓事業	(1) 旅費	事業実施に必要な経費	2分の1以内 ※1	
	(2) 需用費	サンプル代、包装資材費、消耗品費、印刷製本費、光熱水費等		
	(3) 役務費	サンプル等送料、現地商談活動補助員への手数料、通関諸経費、海外携帯電話通話料及び盗難防止保証料、海外旅行保険料、通信運搬費、翻訳料、通訳料等		
	(4) 委託料	P R 資材及びパンフレットの作成並びに商談会等出展に伴うブース設営に係る委託料等		
	(5) 使用料及び賃借料	商談会等出展に伴う小間料及び備品等レンタル料、海外用携帯電話等レンタル料等		
事務局事業	(1) 報償費	バイヤー等への謝金及び講習会開催に伴う講師等への謝金等	定額	
	(2) 旅費	事業実施に必要な経費		
	(3) 需用費	サンプル代、包装資材費、印刷製本費、光熱水費、消耗品費等	定額又は 2分の1以内 ※2	

補助事業名	補助対象経費	対象経費の内容	補助率	
			団体事務局	団体会員
事務局事業	(4) 役務費	現地商談活動補助員への手数料、サンプル等送料、通関諸経費、海外携帯電話通話料及び盗難防止保証料、海外旅行保険料、翻訳料、通訳料、通信運搬費等	定額	
	(5) 委託料	P R 資材及びパンフレットの作成並びに商談会等出展に伴うブース設営に係る委託料等		
	(6) 使用料及び賃借料	講習会、その他会議の開催に伴う会場使用料、商談会等出展に伴う小間料及び備品等レンタル料、海外用携帯電話等レンタル料等		

※1 海外販路開拓事業については、商談会出展当日のみならず、事前事後に必要な営業活動に関する渡航経費も年間計画書に記載されたものを2分の1以内で補助対象とする。ただし、全体予算の範囲内とする。

※2 事務局事業のうち、海外販路開拓事業にかかる活動支援として行うサンプル代に含まれる原魚の調達価格については2分の1以内とする。